

令和2年第11回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月16日(月) 午前9:00～

2. 開催場所 中央公民館ホール

3. 出席委員(12人)

会 長

1 番 宮永 誠

副会長

2 番 義山 太志

3 番 福山 宣太

4 番 田中 秀樹

5 番 稲村 英治

6 番 藤島 正廣

7 番 平山 純一郎

8 番 富本 大地

9 番

10 番

11 番 基山 美奈子

12 番 森 三江子

13 番 重原 明美

14 番 政岡 廣子

推進委員(4名)

1 番 琉 将士

2 番 幸山 真悟

3 番 徳 範文

4 番

5 番

6 番 重 翔太

4. 欠席委員 9 番 樺山 哲博、10 番 實 穰二

欠席推進委員 4 番 實村 秀樹、5 番 徳山 実

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について(4件)

第2 農地法第5条許可申請について(1件)

第3 現況証明願いについて（2件）

第4 農業経営基盤強化促進事業について（1件）

第5 農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について（2件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁

主事補 酒匂 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和2年第11回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、おはようございます。サトウキビ搬入も来月15日から開始ということで新聞に載っていたと思いますが、たいへんお忙しい時期ですので皆さんも農作業には十分気をつけて、怪我等しないよう行っていただきたいと思います。それから、また総会終了後、農地パトロールもごございますのでご協力をお願いします。それでは、さっそく、時間もございませんので会に入りたいと思います。

事務局 ありがとうございます。本日は農業委員14名中12名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中4名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長をお願いします。会長よろしくお願いします。

議 長 はい、それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご意義はございませんでしょうか。

【異議なし】

議 長 それでは、議事録署名委員は、14番委員と2番委員にお願いいたします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒匂氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条許可申請は、1議案4件です。

議案第1号について、受付番号70号から受付番号73号は、所有権移転に関する件です。受付番号72号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は323㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号71号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人は糸木名在住です。申請農地は大字糸木名の畑で面積は228㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号70号については、先月の総会で保留になった件です。譲受人は崎原在住で、譲渡人は糸木名在住です。申請農地は大字小島の畑で面積は1,007㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号73号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字小島の畑で面積は469㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。受付番号70号から73号は、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 只今、説明に関して、受付番号72号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3 番 農地法第3条許可申請72号について、説明をいたします。7番委員と調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。場所は住宅地の中で、現在、更地の状況です。

7 番 農地法第3条許可申請72号については、只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号72号について、質疑に入ります。只今の72号について何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号72号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号72号は、原案のとおり決定しました。
続きまして、受付番号70、71、73号を担当委員の方が同一ですので一括してご説明をお願いいたします。

11番 本日、10番委員が欠席のため、私の方で説明させていただきます。農地法第3条許可申請第71号につきましては、説明書のとおり何の問題もございません。現在は更地の状況です。70号につきましては、説明書のとおり何の問題も無いと思われます。これ、あの2筆になっておりますが一枚の畑になってまして、現在は荒地の状況です。今後、トラクター等を入れて牧草植える状況です。73号につきましては、今回ですね。調査した結果、地番が合わないんじゃないかということになりました。譲受人の方が地図を持ってまして、それを確認すると、この申請の面積ではなかったのがこれは地番誤りということで保留いたします。以上になります。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号70号、71号、73号について、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決をします。受付番号70、71号について、原案のとおり、賛成の方は、挙手をよろしくお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号70、71号は、原案のとおり決定をいたしました。73号は保留ということでよろしいですね。保留ということにいたします。それでは、農地法第3条許可申請については終了いたします。

それでは、日程第3、農地法第5条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　今月の農地法第5条許可申請は、1議案1件です。受付番号5号について、説明いたします。申請人は徳之島町在住で、コインランドリーを建設予定です。面積については500㎡で、こちらについては7月の総会後に農地利用計画の変更計画を作成し、10月14日付けで農振除外です。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　はい、それでは、只今の説明に関連して、農地法第5条受付番号5号について、担当委員より説明をお願いいたします。

7　番　　本日、9番委員が欠席のため、私の方で説明します。農地法第5条許可申請受付番号5号について、説明いたします。先日、9番委員と調査いたしました結果、何の問題もなく申請書のとおりでございます。なお、現在は雑草が生えている状態です。事務局からあったように7月に農地利用変更計画の意見書提出のあれです。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。受付番号5号について、何かご質問等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成のようですので、受付番号5号については、許可相当ということで県知事に意見書を送付いたします。それでは、日程第3の農地法第5条許可申請については終了します。

　　続きまして、日程第4、現況証明願いについてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　今月の現況証明願いについては、1議案2件です。受付番号15号については、お手元の資料のとおりで畑から原野への変更です。受付番号16号については、畑から宅地への変更です。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 はい、それでは、受付番号15号について、担当委員より説明をいたします。
私の方が担当になっていますので説明いたします。

1 番 現況証明願い番号15号につきましては、先日、14番委員、2番推進委員と共に調査の結果、申請書のとおり、何ら問題はございませんので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

14番 現況証明願い15号につきまして、只今、1番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 すいません。補足忘れてました。現在、牛舎横なんですけど、原野ということで、本当に木が生い茂っていて原野の状況ですので、よろしくお願いいたします。それでは、これより受付番号15号について、質疑に入りますが、皆様方のご意見はございませんでしょうか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、無いようですので、採決いたします。それでは受付番号15号について原案のとおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 はい、みなさん賛成ということで、県知事に意見書を送付したいと思います。
続きまして、16号について、担当委員の方から説明をお願いいたします。

11番 現況証明願い16号について、説明いたします。10番委員と5番委員と共に調査していました。この中央につきましては、3条申請の73号と関連しているんですが、申請の面積が現状とかなり異なるんで、これは地主と確認をとって、もう一度申請ということをお願いしました。これも保留ということでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。只今のご説明のとおり、保留ということですのでよろしいでしょうか。保留ということで決定いたします。それでは、日程第4、現況証明願いについては、終了いたします。

それでは、日程第5、農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　今月の農業経営基盤強化促進事業については、1議案1件です。受付番号146号については、お手元の資料のとおりで、賃貸借になります。以上で受付番号146号の議案の朗読及び説明を終わります。

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは、受付番号146号について、調査委員の担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番　　10番委員が休みのため、私より説明させていただきます。農業経営基盤強化促進事業146号について、ご説明いたします。先日、10番委員と共に調査した結果、何の問題もないと思われます。現在は、カボチャが作られておりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議　　長　　只今、受付番号146号について、説明がございましたが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号146号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　　長　　全員賛成ですので、146号は、原案のとおり決定しました。日程第5、農業経営基盤強化促進事業については終了いたします。それでは、次に日程第6の農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　今月の農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成については、1議案1件です。受付番号18号については、お手元の資料のとおりで、町営住宅建設のためです。以上で受付番号18号の議案の朗読及び説明を終わります。

議　　長　　只今の事務局からの説明に関連して、担当委員より説明をお願いします。

11番　　農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について、18号について説明いたします。先日、10番委員と5番推進委員と共に調査した結果、申請書のと

おり何の問題も無いと思います。ここは住居跡地となっていて、半分が宅地となっていて、残りの半分が畑となっているための申請ですが、現況としては荒地となっていて、何ら問題無いと思います。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、只今、担当委員より受付番号18号について説明がございましたが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決します。受付番号第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、18号は許可相当ということで意見書を送付いたしたいと思います。それでは、日程第6の農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成についてを終了いたします。

それでは、他にその他について何かございませんでしょうか？

14番 皆さん、おはようございます。パトロールに入っまして、お忙しい時期でたいへん申し訳ありませんけれども、先日の農業者年金の研修の報告と皆さんへお願いということで5分間ほど時間をいただけたらということでよろしくお願い致します。10月1日に鹿児島の方で事務局員2名と私と3人で出席させていただきました。その中で農業者年金の状況をですね。鹿児島農業会議そして県の農業協同組合中央会それぞれの報告が先にありまして、事例発表の中では、今、中種子町の農業委員会の局長さんから事例報告ということで発表がありました。とても件数がすごく9件ということで表彰されました。その中でですね。7月に委員の改選があつて、新体制になったということで、以前の旧委員の方たちは、最後の取り組みとして力を入れていたようです。体制といたしましては、委員が13名、その中で女性が1名ということです。推進委員が1名ということです。その中でどういう状況であるかということ、やっぱり今、畜産農家がすごく収入が良くて、所得が良くて、非常に合っているのですをこちらを対象としてですね。そこらへんのところを話しながら進められたということで、結果といたしましては、畜産農家が5件、サトウキビと畜産がこちらが1名で、そして葉タバコが1名、安納芋と認定されてる方が1名、その他で1名、合計9名の方が採用されたということで

発表がありました。とてもすばらしいことでした。やはり、そういうことで私たちもやっぱり一歩踏み出さなければならないということで、一人一人の活動で達成できるものではありませんので、ぜひ皆様方にも地区で一人づつでも絞っていただいて、事務局のほうにこの方どうだろうかということで連絡をしていただきたいと思います。その上で対応をして対策をとって、事務局と皆さんと連携をとりながら、進めて、3月にですね。年度末には結果というのがでますので各市町村で1件でもがんばりたいなということで、皆さんのご協力をよろしくお願いしたいと思います。そこでやはり、地区の皆さんがよくご存じですので、この方はどうかなあということで、事務局の方に連絡をしていただけたらなと思っているところです。よろしくお願いします。そして、講演の中でですね。人生100年ということで、講演を見ましたけれども、やはり、今、人生100年の時代ですので、それに沿った後に人生の計画をですね。若い働いて収入があるうちは生活に何も問題は無いんですけれども、やっぱり人生が長くなりますと一人一人考えないといけない。そういうような内容の研修で本当に良い研修でありました。ということで皆様に認定農家であるとか、皆さん地区で分かっていると思いますので、一人一件ですね。事務局の方に連絡していただけたらありがたいなと思います。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、他にございませんか。無いですね。それでは、本日の議事を全て終了いたします。これで会議を閉じます。お疲れ様でした。